**平成２９年度　第２回大阪市南部保健医療協議会**

・日時：平成３０年１月２４日（水）１４：００～１６：０５

・場所：中央区役所　７階会議室

・出席委員：２３名

・傍聴人数：１６名、報道関係者：６社

**議題　（１）大阪市立住吉市民病院廃止に伴う病院（医療機能）再編計画（案）について**

**（資料に基づき、大阪市健康局から説明）**

**（資料に基づき、大阪府健康医療部から説明）**

**【主な質問・意見とその回答】**

**（意見）**今までの公募等の状況から、小児周産期医療は医師確保の困難性と収益性の問題で、民間病院には難

しいことが立証された。福祉的医療も政策的医療として公的医療機関がやる以外には道はないことが証明された。府市共同母子では、住吉市民病院が担ってきた負の連鎖を止める救出医療を現実に実践することはできないが、重症心身障がい児の福祉的短期入所を1床確保されたことは評価に値する。

最終的に誘致される公的医療機関は、住吉市民病院の医療内容を存続し、南部医療圏の小児周産期医療の充実に寄与するものでなくてはならない。

また地域の福祉的医療の需要は変わっておらず、今回の提案はあまりにもお粗末すぎるものである。1回目の病床再編許可を出す折に前提となった南港病院の医療内容からは大きく低下しており、今回の病床再編計画を厚労省は認可するはずがなく、住吉市民病院の197病床は没収されることになる。大阪市の医療行政に大きく影響すると考える重要事項であるので、市長一人の判断でなく、もっと市議会で議論することを求める。

弘済院の移転問題についても、市議会で討議されたこともなく決議も出されていない。移転の実現性についても、100％の信頼を置くことができない。

議長に決議をとっていただきたく、お諮りする。（内容は別紙2）

**（質問）**委員から二つの決議の案文について説明があったが、話を分けて再度、行政の方から説明していただきたい。まず、「医師確保の困難性」についてはいかがか。

**（回答）**医師確保につきましては、大学にも相談したり、暫定診療所を運営いただく市民病院機構にも協力をお願いしながら進めてきているが、小児科の5コマと産婦人科の2コマの診療については、現在確保可能な、ご協力いただけることが可能な先生の最低のコマ数を想定しており、更なる充実をはかっていきたいと考えている。

**（意見）**南港病院が誘致される際、大阪市民病院機構や府立急性期・総合医療センターから医師派遣の約束があった。大阪市も確保する気があれば、医師を確保できるのではないか。

また、たとえば飛び込み出産があった場合、そのまま母子を家に帰すのではなく、保健師を短期的に定期的に派遣して、結構綿密に母子を常にみており、事件や事故が起こるのを未然に防ぐような形で、医療内容を展開している。その様なノウハウを知った事務職の職員がいるわけで、それがなければ負の連鎖を切ることができない。公的なところが切るように持っていくのが医療の本当の姿だと思う。

**（回答）**特定妊婦の方への福祉的な関わり合いというものを果たしてこられてきたことは、我々も認識しており、大阪府と市民病院に勤務するケースワーカーとも調整を行い、南部の各区保健福祉センターの保健師や住吉市民病院のドクターも交え、意見交換会という形で進めながら、ノウハウの継承を図っていきたい。

**（意見）**今現在、母子センター建物のほとんどができており、小児科の先生の増員や、若い先生が母子センターで働きたいという中で、住吉区医師会としても、一日でも早い母子センターのオープンを願っている。

**（意見）**お産現場だけでなく、その後もケアしていくシステムを導入していかなくてはいけないと、急性期総合医療センターにおいても今検討しているところ。

住吉市民病院がやっておられたことを引継ぎながら更に高度な医療を南部医療圏に提供できる病院として、展開していこうと進めている。

**（質問）**重症心身障がい児の短期入所の受け入れに関して、進捗状況はいかがか。

**（回答）**今現在、大阪市内で短期入所を運営実施いただいている3病院に出向き、協力のお願いをしている。

来年度の4月になると、今の民間の3病院と大阪市立総合医療センター、府立の急性期ということで、5病院になる。新たな医療機関の参入についても、福祉局を中心としながら、受け入れ機関の拡大にも努めていきたい。

**（質問）**小児科5コマ、産科2コマについては、行政としてそれでいいという考えなのか。

**（回答）**12月から、この計画を策定するにあたり、人材を各方面に当たっている経過の中で、お示しできる最低限の状況というところで、今出せる最大の状況である。

**（質問）**医師数そのものについてはどうなのか。

**（回答）**市立大学等と相談をさせていただきながら、市民病院機構に残っていただくということで、その人数も含め診療の外来のコマ数を決め、今の最低限のところを決めているところである。

**（回答）**小児科については大学からの応援で5コマ、産婦人科については、市民病院機構の中で対応できる範囲で2コマというかたちで考えている。

**（質問）**弘済院の移転問題について、大阪市立大学と話し合いができていないのではないのか。

**（回答）**大阪市立大学学長と大阪市長の両者で、1月17日付で住吉市民病院跡地に整備する新病院及び研究施設の運営に関する具体化協議を含めた確認書というのを交わしている。

市立大学が6年後の新病院の運営をするということを基本として、今後、その具体化を協議するために新病院開設までの暫定診療に係る協力や、新病院の整備及び地域等の対応の役割分担等について、大阪市立大学と大阪市が結んだ確認書であり、今後、確認書に基づいて詳細を決めていくということになる。

**（意見）**最終的な6年後の医療内容については、全く何も決まっていないのが現状。

大阪市大学長と会って直接話をしたが、「話し合いの結果によって受け入れる」というふうに聞いており、そういう形で理解したほうがいいのではないか。

**（回答）**例えば新病院等における小児・産婦人科の医師確保にあたり、必要があると認めるときは甲乙、大阪市と市立大学であるが、共同して行うといった文面を各所においている。

両者が交わした書面というのは公印を押しており、その確たる現在における明確な意思である。

**（質問）**厚生労働省の病床再編許可は、南部医療圏全体に対して出されており、197床を没収しようと思えば没収できるという状況になっているのではないか。

**（回答）**厚労省から当初いただいている再編計画の同意というのは、民間病院に限定したもので、本日の内容で、もし再編計画が作れなければ197床というのは没収されることになる。ただ、そうならないために今回、暫定診療も含めた再編計画というものを提案した。

**（質問）**なぜ民間病院が撤退するような結果になったのかということを、大阪市はどのように考えておられるのか。

**（回答）**昨年の５月に民間の事業者が撤退された、その大きな理由の一つに昨年私どもが提案した暫定スキームに関する補助金が市議会で否決されたというのが大きい理由の一つである。

**（質問）**住民の命と生活のことを考えたときに、小児周産期をどう守るかということを、専門家として厳しい話をさせていただいたが、そのことを真摯に受け止めてこられなかったということを本当に反省し、肝に銘じていただきたい。

公募の際に、民間病院に、レスパイトをやっていただけるかどうかをお願いされたのか。

**（回答）**１１の医療機能を引き継ぐことを前提にという公募の内容とはなっていないが、事業者が決定する中で、事業者で担える部分については担ってもらえるように協議の中で進めてきた。

**（質問）**住民説明会の際、住民の方々はこの病院に関してどのようなことを要望されたのか。

**（回答）**住吉市民病院の用地に病院の必要性、今回の事態に至ったことに関しての叱責、辞退された民間病院が一定示されておられた医療機能についての確保、公的病院を誘致してほしいという声があがった。

**（質問）**今回新たに設置される病院は、小児病棟の10床と産科病棟の10床は確保するということか。

**（回答）**健康局としては10床・10床についても実現できるように協議をしていきたいと考えている。

**（意見）**提案について、協議中とか暫定的な処置であるとか、大阪市大側と協定を結んだが決まったことではないとか、何かあやふやなことばかり。大阪市として間違いなく病院を作ってもらいたい。

**（回答）**4月1日からの暫定診療については、精一杯努力をしながら進めているところ。大学病院の誘致、その医療機能に関しても、皆さんのご意見も踏まえ進めてまいりたい。

**（意見）**101床というのはマイナスで、なくなるということか。最悪は101床がなくなって、さらに吹田市にある90何床までなくなってしまうことのないようにお願いしたい。

**（回答）**97床の4月1日の稼働を確たるものとするために、97床の移管を再編計画としてご認可いただくということ。住吉市民病院が老朽化していること、そこをそのまま使っていくことは非常に難しいものがあり、この段階で101床を国にお返しする。この6年間、基本構想及び基本設計等を行い、豊能医療圏からの移転の話についても地域等のご意見も伺いながら、医療審議会に再編計画をお諮りして、国に申請していくということになる。

**（質問）**診療所についてはどこがするのか。新病院は市大がするのか。

**（回答）**暫定診療所については、独立行政法人大阪市民病院機構に運営をお願いしている。新たな病院の運営については、大阪市立大学にお願いしている。

**（意見）**府市共同住吉母子医療センターは是非とも4月から頑張っていただきたい。

後送病院について、3病院あるというが、それで大丈夫などと決して思っていただきたくない。

**（質問）**今回提案の住吉市民病院の跡地に誘致される医療機関の医療内容は余りにも低すぎる。それでは厚労省は、病床再編計画を認めないというふうに答えている。97床は確保できるということは確約できるのか。

**（回答）**厚生労働省との事前協議の中で、暫定診療が外来だけであれば駄目と言われたことはない。もし駄目な案であれば当然、厚労省からもこの計画では駄目という答えが出るはずだと考える。

**（質問）**入院がなくなるという話はしていなかったのでは。

**（回答）**行っている。

**（質問）**入院がなくてもＯＫと厚労省は言っているのか。

**（回答）**ＯＫというのは、最終的に申請を行った後に厚労省としての決定行為があるということである。

**（意見）**本日の議論の中で確実なことは、4月1日の新しい住吉母子医療センターは確実にやっていただかないと困るということ、これは皆さん同じだと思う。ただし、再編計画案を全否定するような形にしてしまうとそれが実行できなくなってしまう。

今日の提案の今までとの大きな違いは、公的な病院が整備されるということで、それはかなり重い。委員の提案（別紙２）は原理原則で、まさしくその通りである。平成30年4月1日の住吉市民病院の廃止後の新病院が決定しない現状を鑑み、住民医療の継続維持の観点から公的病院の整備を求め、現行の住吉市民病院が担っている産科小児科等の機能存続を早急に努めるという形にして、しばしの時間の猶予を与えたいと私は思う。南部医療圏の小児周産期医療の充実、これは同じで、現行の小児周産期の福祉的対応は大阪市が責任を持って維持継続、今回新しく建てられる診療所には福祉の相談所を公的に作るべきで、そのような仕組みでやっていただきたい。住民が安心できる住吉母子医療センター等への強固な入院連携について図っていただきたい。最後に、大阪市が責任を持って、決議実行完了まで対応していただきたい。そのことを踏まえて、委員提案文書の手前に、この附帯決議をもって、少なくとも４月１日からの地域住民の医療に関しては、地域住民が一番困ることになってしまうので、時計の針を前へ進める責務があると思う。

**（決議）**皆さんのお手元にお配りしました、委員提案の附帯決議。これが前提となって、先ほど申し上げた二つの決議案に関して、決議を取ります。公的な機関の方は除いて、この決議案に賛成の方、挙手をお願いします。全員ですね。全員でこの二つの決議案について、決議いたしました。

（決議の状況）

　委員より出された意見（別紙１）および、委員より出された意見（別紙２）について、会長より、出席委員２３名のうち途中退席した委員及び、府市関係者（後藤委員、市村委員、松本委員、藏田委員）を除く委員の決議がとられ、残る１８名が同意した。

【別紙１の内容】※原文一部修正

　〔附帯決議要旨〕

　　平成３０年４月１日の住吉市民病院廃止後の新病院が決定していない現状を鑑み、住民医療の継続的維持の観点から、公的病院の整備を求める。

　・現行の住吉市民病院が担っている産科・小児科等の機能存続に早急に努める

　・南部医療圏の小児・周産期医療の充実

　・現行の小児・周産期の福祉対応は、大阪市が責任を持って維持継続

　・住民が安心できる大阪府市住吉母子医療センター（仮称）等への強固な入院連携

　・大阪市が責任を持って決議実行完了まで対応

【別紙２の内容】※原文一部修正

　・住吉市民病院の小児周産期医療に特化した病床１９７床を存続させるために、跡地誘致医療機関には、南部医療圏全体の病床再編許可が得られるような医療内容を持たせる事。

　・大阪市は、住吉市民病院跡地に、市会附帯決議通り、「６年間のつなぎ医療」にも３０床の入院・外来を有する医療機関を設置する事。（２９年１１月２２日南部医療協議会で採択した決議の確認）